

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【公表番号】特表2016-540544(P2016-540544A)

【公表日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-070

【出願番号】特願2016-526311(P2016-526311)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/06 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月19日(2018.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者インターフェイスのためのシーリングクッションであって、当該クッションは、当該クッションの使用中患者の鼻梁に接触するように構成される鼻梁接触領域を含み、該鼻梁接触領域は、0.1から1の材料のひずみにて0.2N/mm未満の割線剛性を有する材料を含み、前記割線剛性は、前記材料のひずみによって割られる前記材料の単位幅あたりの前記材料に加えられる引張力として定義され、前記材料のひずみは、前記材料の元の長さの単位あたりの長さにおける材料の伸張力の比を示す、シーリングクッション。

【請求項2】

前記鼻梁接触領域の前記材料は、0.1から1に及ぶ材料のひずみにて0.05N/mm未満の割線剛性を有する、請求項1に記載のシーリングクッション。

【請求項3】

前記患者の顔の一部を受けるための受け開口部を含み、該受け開口部を取り囲む少なくとも2つの部分を含み、第1の部分は、前記鼻梁接触領域を構成し、さらに、第2の部分は、前記患者の顔のうち、前記鼻梁以外の部分に接触するように構成され、前記第2の部分は、前記第1の部分よりも大きい割線剛性を有する、請求項1に記載のシーリングクッション。

【請求項4】

前記第1の部分及び前記第2の部分は、互いにシームレスに接続される、請求項3に記載のシーリングクッション。

【請求項5】

前記鼻梁接触領域は、シーリングフラップとして形成される、請求項1に記載のシーリングクッション。

【請求項6】

前記鼻梁接触領域の前記材料は、ポリマー材料、好ましくは、シリコーン材料を含む、請求項1に記載のシーリングクッション。

【請求項7】

前記ポリマー材料は、40未満のショアA値及び0.5mm未満の厚さを有する、請求項6に記載のシーリングクッション。

【請求項8】

前記鼻梁接触領域の前記材料はファブリックを含む、請求項 1 に記載のシーリングクッション。

【請求項 9】

前記ファブリックは、編物又は織物である、請求項 8 に記載のシーリングクッション。

【請求項 10】

前記ファブリックは、前記ポリマー材料で、好ましくは、シリコーン材料で被覆される、請求項 6 及び 8 に記載のシーリングクッション。

【請求項 11】

前記ファブリックは、弾性糸を含む、請求項 8 に記載のシーリングクッション。

【請求項 12】

前記弾性糸は、スパンデックス又はエラステインを含む、請求項 11 に記載のシーリングクッション。

【請求項 13】

請求項 1 に記載のシーリングクッション、及び、該シーリングクッションを保持する支持部材を含む患者インターフェイス。

【請求項 14】

請求項 13 に記載の患者インターフェイス、及び、該患者インターフェイスを介して患者の気道まで呼吸ガス流を送達するための、該患者インターフェイスに接続される圧力生成装置を含む圧支持システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

しかし、患者の鼻梁の上の赤い跡の形成は、上記の割線剛性の要求を満たす限り他の材料がシーリングクッションの鼻梁接触領域に使用される場合にも防ぐことができる。これらの要求は、鼻梁接触領域の材料が、編物又は織物等の伸縮可能な纖維材料を含む場合にも満たされ得るということが示されている。或いは、材料は、伸縮可能な不織材料、又は、いかなる他の形の纖維アセンブリから作られ得る。そのようなファブリックの引張剛性／割線剛性は、スパンデックス又はエラステイン等、伸縮可能な又は弾性の糸を含有する場合にさらに減らされ得る。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0068

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0068】

ゾーンは、図 5 において、線形ゾーン (linear zone) として示されているということに留意されたい。材料の割線剛性挙動は、しかし、剛性曲線が示されたゾーン 60、62、64 のうちの 1 つの中にある限り、示された 10 % から 100 % のひずみ範囲において線形である必要はない。材料 44 は、10 % から 100 % に及ぶひずみ全体にわたって、示されているゾーン 60 に分類されないとということに留意されたい。結果として、これは、シリコーンが使用される場合に、シリコーン材料は、10 から 100 % のひずみ範囲にわたって 0.45 N/mm 未満の割線剛性を有するという要求を満たすために、及び、鼻梁の上の赤い跡の形成を防ぐために、40 未満のショア A 値及び 0.5 mm 未満の厚さを有していかなければならないということを意味する。上記の割線剛性の要求を満たすとわかった他の材料は、編物、織物又は不織布であり、好ましくは、その上にシリコ

ーンコーティングを有する。さらに、上記のファブリックが、スパンデックス又はエラステイン等の弾性糸を含む場合に有利であると示されてきた。